

## 越生町委託型地域おこし協力隊員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の活力の維持、強化に資するため地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務官通知）に基づき、特定の課題解決を目的として活動する委託型地域おこし協力隊員（以下「委託型隊員」という。）の委嘱等の取扱い及び活動内容について、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 町長は、地域おこし協力隊推進要綱に基づき委託型隊員を委嘱する。ただし、委嘱に伴う町との雇用契約及び雇用関係は存在しないものとする。

(委託型隊員の活動)

第3条 委託型隊員は、町の課題を解決するため、町と委託契約を締結して活動を行うものとする。

2 委託型隊員は、活動記録として活動日報（様式第1号）及び活動月報（様式第2号）を作成し、翌月5日までに提出しなければならない。

(資格要件等)

第4条 委託型隊員になるためには、次の要件をすべて満たしていることとする。ただし、町長が認める場合は、この限りでない。

(1) 地域おこし協力隊の活動について理解している者であること。

(2) 3大都市圏をはじめとする都市地域から越生町に住民票を異動させる者であること。

(3) おおむね1年以上の活動ができる者であること。

(4) 普通自動車免許を有する者であること。

2 委託型隊員は、公募により募集し、選考した者とする。

(委嘱期間)

第5条 委託型隊員の委嘱期間は、1年以内とし、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の3月31日までとする。

2 委託型隊員は、最初の委嘱の日から3年を超えない範囲で、1年ごとに委嘱期間を延長することができるものとする。

(業務委託)

第6条 委託型隊員には、次に掲げる業務を委託する。

(1) 地域おこし協力隊推進要綱に基づく町の課題を解決するために必

## 要な活動

(2) 委託型隊員からの提案に基づく地域おこし活動や町の施策の推進に関する活動

(関係機関との連携)

第7条 委託型隊員は、前条の業務を行うにあたって、町及び地域等の関係機関と連携を保たなければならない。

(委託料)

第8条 町長は、委託型隊員が行う第3条に規定する活動に対し、予算の範囲内で委託料を支払うものとする。

2 支払日は、隊員が活動した月の翌月25日までとする。ただし、第3条第2項に定める活動記録が提出されない場合は、この限りでない。

(活動費)

第9条 町長は、別に定める要綱に基づき、委託型隊員の活動に必要な経費について、補助金を交付するものとする。

(委嘱の取り消し)

第10条 町長は、委託型隊員としてふさわしくないと判断した場合には、委嘱を取消し、委託料及び補助金の返還を求めることができる。

(守秘義務)

第11条 委託型隊員は、地域活動で知り得た秘密を漏らしてはならない。退任したとき又は委嘱を取消されたときも同様とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委託型隊員の取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。



様式第2号（第3条関係）

年 月 日

（宛名）越生町長

氏名

印

越生町委託型地域おこし協力隊員 活動月報

越生町委託型地域おこし協力隊員設置要綱第3条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

活動報告年月	年 月分
1. 実施した活動の内容及び状況	
2. 翌月の活動予定及び方向性	
3. 特記事項	
4. その他要望事項等	